

# 11月は個人事業税第2期分の納期です

8月にお送りした納付書により、12月2日（月）までにお納めください。

## ＜ご利用になれる納付方法＞

- ① 金融機関※<sup>1</sup>・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ② 口座振替※<sup>2</sup>
- ③ コンビニエンスストア※<sup>3</sup>

＜利用可能なコンビニエンスストア＞

くらしハウス ココストア コミュニティ・ストア サークルK サンクス スリーエイト スリーエフ

生活彩家 セブン-イレブン デイリーヤマザキ ファミリーマート ポプラ ミニストップ


ヤマザキデイリーストアー ローソン MMK 設置店（コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末は除く。）

- ④ 金融機関※<sup>1</sup>・郵便局の （ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング※<sup>4</sup>

※<sup>1</sup> 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

※<sup>2</sup> 申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課口座振替係（03-5912-7520）へお問い合わせください。

※<sup>3</sup> 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限ります。

※<sup>4</sup> ○ （ペイジーマーク）の入っている都税の納付書に限ります。

○領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。

なお、ペイジーで納付した場合に限り、「都税納税確認書」を発行しておりますので、ご希望の方は各都税事務所等までご連絡ください。

○新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用の方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。

○システムの保守点検作業のため、一時的にご利用できない場合があります。

【お問い合わせ先】＜課税について＞ 中央都税事務所個人事業税係 3553-2151(代)

＜納税について＞ 江戸川都税事務所徴収管理係 3654-2151(代)